

vol.51-05 (通算 578号)

2021年8月号

やどかり

2021年8月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 増田 一世

〒337-0043 さいたま市見沼区中川562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

URL <https://www.yadokarinosato.org/>

定価 50円(含会費)

障害のある人と行政機関がともに参画できるネットワークづくりを 各区地域部会設置に向けて

さいたま市には、区ごとに市から業務委託された障害者生活支援センターが設置されている。障害のある人やその家族を対象に、区役所の支援課（障害支援担当課）を始め、関係する機関と連携して相談に対応している。やどかりの里はその内3区（見沼区・大宮区・浦和区）の障害者生活支援センター（精神障害対応）の運営を行っている。

現在さいたま市では、この障害者生活支援センター等を中心にネットワークづくりを推進する計画が進められている。2006年、障害者自立支援法（当時）の施行により、都道府県には「障害者地域自立支援協議会」の設置が義務化された。政令市であるさいたま市は「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（ノーマライゼーション条例）」に基づき、障害のある人の地域生活を支える態勢づくりに向け「地域自立支援協議会」が設置された。しかし、現在では130万人を超える市の人口規模に対し、1つの協議会では実態の把握や課題の解決は困難を極める。そのため、市は「さいたま市障害者総合支援計画」に基づき、2019年度より区ごとに協議を行える場として「地域部会」の設置を進めている。現在は2区に設置され、今後も順次増設していく予定だ。

この地域部会を中心としたネットワークづくりは、障害のある人やその家族などが抱えているさまざまな困難や生活実態を把握し、暮らしを支える環境を整備することが目的だ。「親亡き後の暮らしを思い描けない」「必要な支援や制度の存在を知らない」「人間関係がう

まくいかず、仕事が長続きしない」など障害者生活支援センターには障害のある人からの声が寄せられている。また、その家族からは「親が高齢になり、親自身の健康が保てない」「仕事を辞めないと障害のある子の面倒をみられない」「子どもの障害を受け止めきれない」など、さまざまな悩みを抱えている実態がある。障害者総合支援法や介護保険法、教育機関や医療機関など、現行の法制度や機関の枠組みの中では、年齢や障害種別などによって適応される制度が変わり、その狭間で支援が途切れてしまう人も少なくない。また、高齢の親と障害のある子の世帯など、多機関による支援体制も必要となる。さらに、障害のある人が利用する地域資源（就労や住まいの場、医療機関など）の偏在は著しい。各区のこれらの実態を、障害福祉分野を超えた地域の関係者で共有し、課題を改善するためには、行政機関を含めた協働した取り組みが不可欠だ。

また市は、障害者施策推進のシステムとして、地域自立支援協議会の他に、市内在住・在勤であれば誰でも参画できる「市民会議」を設置している。そこでは市の障害者施策について議論が行われ、参加者の意見を直接市の施策推進の過程に反映する貴重な機会だ。今後地域部会設置推進にあたり、この市の経験知を活かすことが重要だ。障害のある人が参画できる態勢づくりを進めることで、より各区の特色や実態が明らかになり、地域課題に向き合うためのネットワークにつながる。やどかりの里の経験知も生かし、各区の地域部会設置に寄与していきたい。